平成３１年度（令和元年度）

行 政 監 査 報 告 書

渋 谷 区 監 査 委 員

㊨

３１渋監発第３９号
令和２年３月４日

渋谷区議会議長
渋　谷　区　長
渋谷区教育委員会　殿
渋谷区選挙管理委員会
渋谷区監査委員

渋谷区監査委員　神　田　健　一

渋谷区監査委員　國　貞　美　和

渋谷区監査委員　木　村　正　義

平成３１年度（令和元年度）行政監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定に基づき、平成３１年度（令和元年度）行政監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

第１　監査の概要

１　監査のテーマ選定とその趣旨

テーマ「プロポーザル方式による契約について」

地方公共団体における契約は、地方自治法第 234 条第 1 項において「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」、また、同条第 2 項において「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と定められており、一般競争入札による契約を原則としている。

一方、プロポーザル方式は、高度な知識・専門的な技術や創造性などが要求される業務について、複数の事業者から企画・技術等の提案を受け、その中から意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、業務の目的に最も適した企画・技術能力等を有する事業者を選定する方式であり、事業者選定後は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として、随意契約を締結するものである。

なお、当区においては、平成 26 年 12 月に「渋谷区プロポーザル方式実施要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、プロポーザル方式を実施するに当たり必要な事項を定めている。

よって、プロポーザル方式による契約事務の執行状況を把握し、事業者選定の事務等を検証することにより、適正な契約事務の履行について監査を実施することとした。

２　監査対象

要綱施行（平成 26 年 12 月 25 日）後、平成 30 年度までにプロポーザル方式の事業者選定を行い、以後、業者指定による随意契約等により平成 31 年度（令和元年度）に支出があるもの

事業期間及び支出が、平成 30 年度以前に終了しているものは、対象外とした。

３　監査の基本方針

プロポーザル方式による事業者選定が、関係法令や要綱に則って適切に行われているか監査する。

４　監査対象部局

要綱施行（平成 26 年 12 月 25 日）後、平成 30 年度までにプロポーザル方式の事業者選定を行い、以後、業者指定による随意契約等により平成 31 年度（令和元年度）に支出がある部局（会計管理室、経営企画部、総務部、危機管理対策部、区民部、福祉部、子ども家庭部、都市整備部、土木部、教育振興部、生涯学習・スポーツ振興部）

5　監査の主な着眼点

(1) プロポーザル方式を採用した理由は適切か。
(2) 選定委員会の設置、審議等が適切に行われているか。
(3) 事業者の募集等が適切に行われているか。
(4) 事業者の選定、公表等が適切に行われているか。
(5) 履行状況の評価が適切に行われているか。

6　監査の実施方法

上記３「監査の基本方針」に基づき、監査対象部局から提出を求めた関係書類等を検証し、必要に応じて関係所管部局への聴取を行った。

7　監査実施期間

令和元年１０月２８日（月）から令和２年２月２６日（水）まで

第２　監査結果

プロポーザル方式による契約は、複数の事業者から企画・技術等の提案を受け、その中から意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、業務の目的に最も適した企画・技術能力等を有する事業者を選定する方式であり、要綱に則って、実施されるものである。監査において、プロポーザル方式採用協議書、プロポーザル方式業者選定委員会設置要領、募集要項、参加資格審査結果通知書ほか諸通知、提案書、評価に関する文書、契約締結請求書、その他関連文書を確認し、必要に応じて対象部局及び契約課に対する聴取を行った。監査対象は、42 契約、25 課（室）である【別表参照】

1　プロポーザル方式による契約の状況

(1) 総務部長への協議

要綱第 3 条第 1 項では、所管部長は、プロポーザル方式を実施しようとする場合は、あらかじめ、プロポーザル方式採用協議書により、総務部長に協議しなければならないと規定されており、監査対象とした全ての契約について、総務部長への協議が行われていた。

また、協議の結果、全ての案件について、プロポーザル方式の採用が認められていた。

総務部長への事前協議	件数	割合
協議あり	４２件	100%
協議なし	０件	0%

(2) 渋谷区競争入札参加資格審査委員会への付議

要綱第3条第2項では、前記の協議があった場合、総務部長は、渋谷区競争入札参加資格審査委員会（渋谷区競争入札参加資格審査委員会規程（昭和 58 年訓令甲第 4 号）第 1 条により設置されたものをいう。）の審議に付することが相当であると判断した場合は、直ちにプロポーザル方式採用協議書その他必要な資料をもって行うことと規定されているが、監査対象とした全ての契約について、該当するものはなかった。

審査委員会への付議	件数	割合
付議あり	０件	0%
付議なし	４２件	100%

(3) プロポーザル方式業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)設置要領の策定

要綱第4条第1項及び第2項では、プロポーザル方式の採用が認められた場合は、事業者の選定を適正に行うため、選定委員会を設置すると規定されており、所管部長は設置に当たり選定委員会の設置要領を定めなければならないとされている。

監査対象とした全ての契約について、選定委員会の設置及び所管部長による設置要領の策定が行われていた。

設置要領の策定	件数	割合
策定あり	４２件	100%
策定なし	０件	0%

(4) 選定委員会の構成・運営

ア 委員数

要綱第4条第3項では、選定委員会は、委員長1人及び委員4人以上をもって構成すると規定されており、委員数（委員長含む）は、以下のとおりであった。

委員数	件数	割合
５人	２４件	57%
６人	１１件	26%
７人	４件	10%
８人	２件	5%
９人	１件	2%

イ 外部委員の有無

要綱第 4 条第 6 項では、業務の内容及び規模に応じて学識経験者その他外部の有識者を加えることができると規定されており、外部委員を加えている選定委員会数は、以下のとおりであった。

外部委員の有無	件数	割合
外部委員あり	４件	10%
外部委員なし	３８件	90%

(5) 公募型・指名型

要綱第 2 条では、公募型プロポーザル方式（以下「公募型」という。）とは、プロポーザル方式のうち、参加を希望する者を公募により募集し、提案書の提出を要請する者として選定したものから提案を受ける方式をいい、指名型プロポーザル方式（以下「指名型」という。）とは、プロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受ける方式をいうと規定されている。

監査対象とした契約について、公募型・指名型の採用状況は、以下のとおりであった。

採用方式	件数	割合
公募型	３６件	86%
指名型	６件	14%

(6) 募集要項の公表方法・期間等（公募型）

ア 公表方法

要綱第 7 条第 2 項では、公募型の募集要項の公表方法について所管課窓口における掲示とし、必要に応じて区のホームページへの掲載・契約課掲示室における掲示を行うと規定しており、公表方法の状況は以下のとおりであった。（複数回答）

公募型を採用した全ての所管課でホームページに募集要項を掲出していた。

公表方法	件数	割合
所管課窓口	１０件	16%
区のホームページ	３６件	58%
契約課掲示室	１６件	26%

イ 公表期間

要綱第７条第３項では、募集要項の公表期間について公表日より 14 日以上とする。ただし、特別な事情がある場合には、公表日より７日以上でその期間を短縮することができると規定しており、公表期間の状況は、以下のとおりであった。

公表期間	件数	割合
７～１３日	７件	19%
１４～１５日	１９件	53%
１６～２０日	３件	8%
２１～３０日	５件	14%
３１日以上	２件	6%

(7) 提案事業者数等

要綱第 1 条では、価格のみによる競争では所期の目的を達成することができないものについて、複数の事業者に提案を求め、実績、専門性、技術力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する方式を「プロポーザル方式」と規定しており、複数の事業者に提案を求めるものである。応募（指名）事業者数及び提案事業者数は、以下のとおりであった。

ア 公募型

応募事業者数	件数	割合	提案事業者数	件数	割合
１事業者	９件	25%	１事業者	１２件	33%
２事業者	５件	14%	２事業者	１０件	28%
３事業者	７件	19%	３事業者	４件	11%
４事業者	３件	8%	４事業者	２件	6%
５事業者	６件	17%	５事業者	３件	8%
６事業者以上	６件	17%	６事業者以上	５件	14%

イ 指名型

指名事業者数	件数	割合	提案事業者数	件数	割合
―	―	―	１事業者	２件	33%
２事業者	１件	17%	２事業者	３件	50%
３事業者	５件	83%	３事業者	１件	17%

(8) プレゼンテーション等の実施

要綱第6条第1項では、プレゼンテーション及びヒアリングの有無に関しては選定委員会で決定することと規定されており、プレゼンテーション等の実施状況は、以下のとおりであった。

プレゼンテーション等の有無	件数	割合
プレゼンテーション等あり	３０件	71%
プレゼンテーション等なし	１２件	29%

(9) 評価方法

要綱第13条では、選定委員会は、提出された提案書について選定委員会が決定した評価基準に基づき、全ての提案書の提案内容について数値化して評価を実施し、評価順位を含む評価結果を表形式で書面に記録することと規定されている。

監査対象とした全ての契約について、上記のとおり、評価基準に基づき全ての提案書の提案内容について数値化して評価が行われていた。

評価方法	件数	割合
評価基準に基づき数値化して評価	４２件	100%
上記以外	０件	0%

(10) 単年度契約・複数年度契約

要綱には、契約期間や契約更新に関する規定はない。単年度契約ではあるが、履行状況により契約更新する旨を募集要項に記載している事例が多かった。契約期間の状況は、以下のとおりであった。

契約期間	件数	割合
単年度(更新なし)	２件	5%
単年度(更新あり)	３８件	90%
複数年度(債務負担行為)	２件	5%

(11) 履行状況の評価

要綱には、履行状況の評価方法等に関する規定はない。契約課所定の履行確認や評価方法以外に、プロポーザル方式による契約であることから、特別に履行状況の評価を実施していた状況は、以下のとおりであった。

履行状況の評価	件数	割合
特別に実施	２件	5%
通常の履行確認又は評価のみ	３２件	76%
契約初年度のため未評価	８件	19%

２　監査の結果

(1)　１事業者のみの提案について

1 事業者のみの提案でプロポーザル方式による事業者選定を行ったものが、公募型で 12 件、指名型で 2 件、合計 14 件あった。

そのうち、5 件は、選考の過程で事業者が辞退し、結果的に 1 事業者となったものであるが、残りの 9 件については、当初から応募事業者が 1 社のみであった。

1 事業者のみの提案で選定を行った理由としては、「価格のみでなく、事業計画・実施体制などをできるだけ客観的に判断するため、所管部以外の委員にも評価してもらい、さらにプレゼンテーション等により事業者の適格性を見極めるため、1 社のみではあるがプロポーザルを実施することとした」などの説明が所管課から行われた。また、1 社のみの提案を採用した理由としては、「一定以上の評価（7 割以上の評価など）がされた場合、採用することを選定委員会であらかじめ確認し、これを上回る評価が行われたため採用した」などの説明があった。

要綱に定められている、複数の事業者に提案を求め、実績、専門性、技術力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するためには、少なくとも 2 社以上の事業者が参加した上で、事業者選定が行われることが必要である。

公募型又は指名型のどちらを採用するか、公募型を採用した場合は、周知方法、周知期間、仕様書等を十分に検討されたい。

(2)　履行状況の評価について

通常と同様の履行確認を行い、履行状況に問題がない場合には、翌年度はそのまま随意契約により契約更新する事例が多かった。当初の募集要項等で契約の更新を前提にしている場合においても、随意契約を行うには、適正な理由により契約締結を行うことが求められる。

単に、仕様書どおり業務が行われたことを確認するだけではなく、プロポーザルで提案された内容の事業効果を見定め、翌年度においてより充実した業務が担保できることなど、契約更新の可否について、履行状況の評価を基に随意契約の理由を明確にすることが必要である。

(3) 要綱に則った選定手続等について

ア 選定委員会の構成

要綱第 4 条第 5 項では、委員は、所管部の課長 1 人以上に加え、所管部以外の部課長 1 人以上をもって構成すると規定されているが、所管部以外の部課長が委員になっていない事例があり、理由についての具体的な説明はなかった。

要綱に則った委員構成となるよう委員の人選を適正に行われたい。

イ 評価が同点となった場合の措置

要綱第 6 条第 1 項第 9 号では、選定委員会がプロポーザル方式を実施するために審議し、決定する事項として、評価が同点となった場合の措置に関することが規定されている。

募集要項に、評価が同点となった場合の取扱いを記載し、事前に応募事業者に周知している事例も多かった一方、同点になった場合に、選定委員会で決定する予定であったとの説明が行われた所管もあった。

取扱いの公平性の観点から、あらかじめ評価が同点となった場合の措置を決定し、募集要項等で周知を行われたい。

ウ 指名型の事業者選定及びプロポーザル方式参加指名通知書

要綱第 11 条では、選定委員会は、指名型により事業者を選定しようとするときは、参加資格を有すると認めた者の中から提案者を選定し、要綱第 12 条第 1 項により、所管部長は、当該選定者にプロポーザル方式参加指名通知書を通知するものとすると規定されているが、当該通知が行われていない事例があった。

事業者の指名方法について所管課へ確認したところ、募集要項を手交し、プロポーザルへの参加を依頼したとの説明があった。

取扱いの明確性の観点から、要綱に則った通知を行われたい。

エ 公募型の参加資格審査結果通知書及びプロポーザル方式参加指名通知書

要綱第 10 条第 1 項では、所管部長は、公募型の参加申込者に対し、審査結果について参加資格審査結果通知書により通知することが規定されている。また、要綱第 12 条第 1 項では、所管部長は、当該選定者にプロポーザル方式参加指名通知書を通知するものとすると規定されているが、当該通知書が通知されていない事例が散見された。

要綱上は、参加資格審査結果通知書とは別にプロポーザル方式参加指名通知書を通知することになっているが、参加資格審査結果通知書に募集要項等を添付しプロポーザル方式参加指名通知書の通知を省略した等の説明が所管課から

行われた。また、対面や電話での連絡により通知を省略した所管課もあった。

要綱に則った取扱いが求められるが、要綱を所管する契約課においても、合理的、効率的な事務執行について検討されたい。

オ 辞退届

要綱第 12 条第 2 項では、プロポーザル方式参加指名通知を受けた事業者が、辞退を希望する者は、辞退届に辞退理由を記載し、期限内に届け出ることが規定されているが、辞退届の提出を求めていない事例があった。

辞退の申出があった際に、口頭で辞退理由を確認している所管課もあったが、選考の透明性を確保するため、書面での提出を求め、辞退の意向及び辞退理由を明確にされたい。

カ 契約締結の請求

要綱第 15 条では、所管課の課長は、契約締結請求書に、特命随意契約依頼書、選定委員会の評価結果を表示した書類、募集要項及び仕様書を添えて契約担当者に契約の締結を請求しなければならないと規定されているが、添付が必要な書類のうち、選定委員会の評価結果を表示した書類及び募集要項が添付されていない事例が散見された。

プロポーザル方式による契約は、例外的な取扱いとなることから、契約課における契約締結事務に当たっては、プロポーザル方式による事業者選定が適正に実施されたことを選定委員会の評価結果や募集要項で確認する必要がある。

所管課においては、要綱に規定された書類を添付して契約締結請求を行うとともに、契約課においても事前協議を踏まえプロポーザル方式による事業者選定が適正に実施されたこと十分確認した上で、契約締結事務を行われたい。

キ 要綱に則った事務の周知徹底について

今回の監査では、上記のとおり要綱に則った事務処理が行われていない事例が散見された。このことは、プロポーザル方式による事業者選定を実施する所管課において要綱を十分確認せず、事務処理を行っているためであるが、要綱を所管する契約課においても、プロポーザル方式による契約が適正に行われるよう、改めて要綱の周知やプロポーザル方式による事業者選定を実施する所管課への指導監督に努められたい。

なお、契約課においては、要綱に則った事務の周知徹底について、対応状況を監査委員まで報告されたい。

（総務部契約課）

(4) その他

ア 選定委員会の議事録等

要綱には特に規定されていないが、選定委員会の議事録又は議事要旨が作成されていない事例が散見された。選定過程の透明性を確保するため、議事録又は議事要旨は作成するべきである。

3 総括意見

今回の監査では、要綱に規定された事務執行が行われていない事例が散見されたが、契約案件については、総務部長への事前協議、承認を経た上で、選定委員会で評価基準を定め、数値化して評価を行っているなど、概ね適切に実施されているといえる。

プロポーザル方式による契約は、一般競争入札による契約の例外であることから、客観的な評価基準をもとに公正な審査を行い、選定プロセスの透明性が確保されていなければ、区政に対する信頼を損なうことにつながりかねない。そのため、複数事業者から提案を受け、最適な事業者を選定するものであり、事業者募集、事業者の選定過程における評価、事業者の決定等事業者選定に当たっては、透明性、公平性、公正性を高めることが肝要である。また、選定した事業者と翌年度に随意契約をする場合にも、同様の判断を疎かにすることのないよう十分に留意する必要がある。

プロポーザル方式による事業者選定を実施する所管課においては、プロポーザル方式による契約の有効性、提案内容の検証及び選定基準の見直しなど、常に現状を確認の上、適正な事務執行に努められたい。契約課においては、要綱の制定後 5 年が経過しており、本件監査結果を踏まえ、改めて各所管におけるプロポーザル方式による契約について、プロポーザル方式のメリットが十分に活かされ、効果的・効率的な事業執行の推進に向けた制度の充実に取り組まれるよう要望する。

（別表）

プロポーザル方式による契約一覧

No.	部　課　名	契 約 件 名	平成31年度 （令和元年度） 契　約　金　額	契約 期間
1	会計管理室	事務用文具類供給単価契約	２２，７２１，９５８円	３年
2	会計管理室	庁内文書交換業務委託	６，０８２，２００円	５年
3	経営企画部 経営企画課	渋谷区基本構想 周知キャンペーン業務委託	３７，４６４，４６０円	３年
4	経営企画部 広報コミュニケーション課	しぶや区ニュース 編集・製作等業務委託	１０７，３９０，８００円	４年
5	経営企画部 広報コミュニケーション課	ＳＮＳ管理運用業務委託	３，９５３，９２０円	３年
6	経営企画部 広報コミュニケーション課	デジタルサイネージコンテンツ 製作等業務委託	７，８４０，４５６円	３年
7	経営企画部 ICT戦略課	渋谷区ＩＣＴ基盤整備 （ShibuyaBI導入）業務委託	７５，３５０，０００円	４年
8	総務部 総務課	印刷業務委託	２５，０１２，０００円	５年
9	総務部 文書課	庁内文書交換業務委託	３１，６８３，９２３円	５年
10	総務部 人事課	渋谷区職員人事・給与・福利 厚生関係業務委託ほか	２８，００９，５９４円	３年
11	危機管理対策部 防災課	渋谷防災キャラバン 実施業務委託	３，２４０，０００円	２年
12	危機管理対策部 防災課	渋谷区メール配信サービス 業務委託	２，８１２，２００円	３年
13	区民部 地域振興課	渋谷おとなりサンデー事業 企画運営等委託	１６，３００，０００円	３年
14	区民部 住民戸籍課	住民異動受付支援システム導入	６，５１３，８４０円	２年
15	区民部 住民戸籍課	新庁舎における総合窓口事務 及び郵送請求業務委託	１４３，０４２，８８０円	６年
16	区民部 税務課	税務事務業務委託	７９，７６８，４６０円	５年
17	区民部 商工観光課	キャッシュレス決済 導入促進業務委託	３５，５１９，０００円	１年
18	区民部 ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ推進課	渋谷区オリンピック・パラリンピック 気運醸成事業等運営委託	４４，５９４，００２円	３年
19	区民部 国民健康保険課	国民健康保険料収納関係業務 委託及び滞納整理業務委託	５１，９２２，６３２円	３年

No.	部　課　名	契 約 件 名	平成31年度 （令和元年度） 契　約　金　額	契約 期間
20	区民部 国民健康保険課	国民年金係窓口等業務委託	１７，７７３，５７４円	４年
21	区民部 国民健康保険課	糖尿病性腎症重症化予防指導 業務委託	１７，８４７，７８８円	３年
22	区民部 国民健康保険課	特定保健指導等業務委託	８，２６０，４７８円	５年
23	区民部 文化振興課	シリコンバレー青少年派遣研修 に係るコーディネート業務委託	３，９８８，４４０円	３年
24	区民部 文化振興課	川本喜八郎人形ギャラリー 展示委託	４，２５１，０００円	４年
25	福祉部 生活福祉課	ハウジングファースト事業運営 業務委託	３７，８１１，０１０円	４年
26	福祉部 生活福祉課	子どもの学習支援事業運営 業務委託	５，７６０，０００円	３年
27	福祉部 生活福祉課	生活困窮者自立相談支援事業等 業務委託	２５，８６１，７７６円	３年
28	福祉部 生活福祉課	被保護者及び生活困窮者就労 準備支援事業運営業務委託	２６，０９４，６００円	３年
29	子ども家庭部 保育課	渋谷区立渋谷保育園園舎賃貸借	１８，２７９，４１１円	４年
30	子ども家庭部 子ども青少年課	こども・親子支援センター運営 業務委託	３４，１３３，６４５円	５年
31	子ども家庭部 子ども青少年課	児童福祉センター複合施設運営 業務委託	１３３，３５７，０００円	６年
32	子ども家庭部 子ども青少年課	峰の原青少年山の家運営 業務委託	５５，９２７，２８４円	３年
33	都市整備部 都市計画課	渋谷区まちづくりマスタープラン 策定支援業務委託	１６，５６７，２００円	３年
34	土木部 道路課	用地取得支援業務委託 （補助第18号線）	３９，９１１，４４０円	２年
35	土木部 緑と水・公園課	公園総合警備業務委託	８４，２３６，８３６円	５年
36	教育振興部 学務課	学齢簿・就学援助・就園奨励 システム導入業務委託	１８，１１１，８１６円	２年
37	教育振興部 学務課	放課後クラブ事業業務委託	５８６，０９６，７０３円	３年
38	教育振興部 指導室	外国語指導助手派遣	７０，１６５，４８０円	３年
39	教育振興部 指導室	教育情報化（ICT教育）システム 「渋谷区モデル」機器等賃貸借	７２１，４１９，５５１円	３年

No.	部　課　名	契 約 件 名	平成31年度 （令和元年度） 契　約　金　額	契約 期間
40	教育振興部 指導室	こども科学センター・ハチラボ 業務等委託	２４，２３３，５８０円	２年
41	生涯学習・スポーツ振興部 スポーツ振興課	ジュニアスポーツプログラム 運営業務委託	６，８１９，４００円	３年
42	生涯学習・スポーツ振興部 中央図書館	図書館業務等委託	３２６，０２７，７２０円	３年

注；契約期間は、単年度契約で契約更新した年数及び更新予定の年数を含む。契約開始が年度途中の場合は、１年として計上した。

単価契約（出来高払い）の契約金額は、予算額・見積額等とした。